



1. 実施権（ライセンス）

特許権は特許発明の実施を専有する権利ですから、特許権者はその特許発明を当然自ら実施することができ、かつ、第三者が無断で実施している場合は、これを差止めることも、損害賠償を求めることもできます。また、この実施する権利に関して第三者に専用実施権を設定したり、通常実施権を許諾したりすることができます。これらの実施権を第三者に与えることがライセンスを与えるということです。通常、大学は発明に関する事業を行うことはありませんから、第三者にライセンスして研究費を回収したり、収益を得たりします。

2. 専用実施権

特許権者は、自己の特許権について第三者に専用実施権を設定できます。設定の範囲は実施内容、地域、期間などを限定することもできますが、専用実施権は特許権と同じく専有権ですから、設定した範囲において、特許権者も実施できなくなります。また、専用実施権者は第三者の無断実施を排除したり、第三者に通常実施権を許諾することもできます。

3. 通常実施権

特許権者又は専用実施権者は第三者に、その特許権又は専用実施権者について、第三者に通常実施権を許諾することができます。許諾の範囲は専用実施権と同様実施内容、地域、期間などを限定することもできます。また、この実施権は同一範囲において多数の第三者に同時に許諾することもできます。その他、独占的通常実施権などというものもありますが、詳細は当事者間の契約で決められます。

特許権、専用実施権及び通常実施権の相違点

権利の種類	権利の発生要件	権利の性質	侵害排除権・損害賠償請求権	第三者への実施許諾権
特許権	特許庁における設定登録	独占排他権	有	有
専用実施権	当事者間の契約の成立と特許庁における設定登録	設定された範囲内での独占排他権	有	有
通常実施権	当事者間の契約の成立	特許発明を実施する権利 独占排他権なし	無	無

